

○喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成18年1月4日規則第90号

改正

平成18年3月13日規則第153号

平成19年3月27日規則第2号

平成28年3月31日規則第25号

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年喜多方市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理計画の告示）

**第2条** 条例第6条の規定による一般廃棄物処理計画の告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（多量の一般廃棄物）

**第3条** 条例第9条の規定による一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法の指示に関し次のように定める。

- (1) 運搬すべき場所

ア 可燃性廃棄物（し尿を含む。）

喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場又は喜多方地方広域市町村圏組合環境センター塩川工場

イ 不燃性廃棄物

喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場又は喜多方地方広域市町村圏組合環境センター羽山最終処分場

- (2) 自家運搬を指示できる数量

運搬時の排出量 10キログラム以上

- (3) 市長が自家処分を命ずることのできる廃棄物は、次のとおりとする。
- ア 有毒性又は有毒性物質を含むもの
  - イ 甚だしい悪臭を発するもの
  - ウ 病原性又は危険性を有するもの
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損なうおそれがあるもの及び環境保全上支障を生ずるおそれのあるもの
- (処分命令書)

**第4条** 前条第3号の規定による処分命令書は、様式第1号による。

(犬、猫等の死体処分申請書)

**第5条** 条例第8条の規定による申請書は、様式第2号による。

(一般廃棄物処理業及び屎浄化槽清掃業の許可申請書)

**第6条** 条例第13条の規定による申請書は、様式第3号及び様式第4号による。

(許可証)

**第7条** 条例第14条第1項の規定による許可証は、様式第5号及び様式第6号による。

(従事者の届出)

**第8条** 条例第16条の規定による届出は、様式第7号及び様式第8号による。

(手数料の納入)

**第9条** 条例第18条第1項の規定による手数料は、納入通知書の発行の日から10日以内に納入するものとし、同条第2項の規定による手数料及び条例第23条の規定による費用は、投入券により処理施設において投入の際に徴収するものとする。

- 2 投入券は、これを返還して現金の還付を受けることはできない。ただし、施設の閉鎖等特別の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 投入券は、第三者に譲渡することはできない。
- 4 投入券は、投入前に切り取ったものは、無効とする。

(投入券の形式及び種類)

**第10条** 投入券は、様式第9号による次の3種類とし、各券とも10枚づりをもって1冊とする。

種類	投入券1枚当たりの単価	1冊の金額
1号券	20円	200円
2号券	100円	1,000円

3号券	1,000円	10,000円
-----	--------	---------

(投入券の売りさばき)

**第11条** 投入券の売りさばきは、会計管理者又は会計管理者の委任を受けた出納員若しくは委託を受けた者が行うものとする。

(投入券の保管及び汚損の処理)

**第12条** 投入券は、会計管理者が保管する。投入券に汚損がある場合又は汚損を生じた場合は、会計管理者は、様式第10号による投入券処分調書を作成し、市長の決裁を経て廃棄処分しなければならない。

(処理施設の投入時間)

**第13条** 処理施設の投入時間は、休日を除き午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、土曜日にあっては、午前8時30分から午前11時30分までとする。

2 処理施設に投入する者は、係員の指示に従わなければならない。

(産業廃棄物の処理)

**第14条** 条例第22条第1号の規定により市長が認める産業廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 第3条第3号に該当しないもの

(2) 市長が処分することができると認めたもの

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、旧喜多方市廃棄物の減量化、適正処理及び環境美化に関する条例施行規則（昭和47年喜多方市規則第6号）、旧熱塩加納村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和55年熱塩加納村規則第6号）、旧塩川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年塩川町規則第2号）、旧山都町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年山都町規則第3号）又は旧高郷村廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年高郷村規則第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

#### 附 則（平成18年3月13日規則第153号）

1 この規則は、平成18年3月13日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の喜多方市税条例施行規則、喜多方市財務規則、

喜多方市介護保険条例施行規則、喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則及び喜多方都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (平成19年3月27日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当規定に基づき提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (平成28年3月31日規則第25号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

廃棄物の処分命令書

第  号  
年  月  日

様

喜多方市長

印

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に規定する占有者と認定し、次のとおり処分を命ずる。

記

1 廃棄物の種類

2 廃棄物の見込数量

3 環境衛生上支障のない方法によること。

4 その他

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、喜多方市長に対して審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、喜多方市を被告として（訴訟において喜多方市を代表する者は、喜多方市長となります。）、提起することができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

喜多方市長

住　所

氏　名

犬、猫等の死体処分申請書

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条の規定により処分をお願いしたいので、次のとおり申請いたします。

記

1 種　　別

2 死亡年月日

3 死体の所在地

4 備　　考

年　月　日

喜多方市長

申請者住所

氏名

印

〔法人にあっては、主な事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名〕

一般廃棄物処理業(変更)許可申請書

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたく、次のとおり申請いたします。

記

- 1 住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者住所氏名。この場合においては、定款の写しを添付のこと。)
- 2 取扱一般廃棄物の種類、収集、運搬又は処分の別
- 3 一般廃棄物の積換場及び車庫等の所在地、構造図面及び付近見取図
- 4 自動車その他作用具の種類及び数量
- 5 従業員数
- 6 収集、運搬及び処分方法並びに作業計画
- 7 作業区域、受持戸数及び1箇月の作業能力
- 8 取扱料金

年 月 日

喜多方市長

申請者住所

氏名

印

〔法人にあっては、主な事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名〕

し尿浄化槽清掃業(変更)許可申請書

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、し尿浄化槽清掃業の許可を受けたく、次のとおり申請いたします。

記

- 1 住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者住所氏名。この場合においては、定款の写しを添付のこと。)
- 2 し尿浄化槽の機能点検器具及び測定器具並びに員数
- 3 清掃器具及び洗浄器具並びに員数
- 4 バキューム式の汚でい收集運搬車両台数
- 5 厚生労働大臣の認定する講習会の課程を終了したことの有無
- 6 従業員数

一般廃棄物処理業許可証

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

喜多方市長

印

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物取扱業については、下記のように許可します。

記

- 1 取扱一般廃棄物の種類、収集、運搬又は処分の別
- 2 許可の期間
- 3 収集区域又は処分地
- 4 処理方法
- 5 取扱料金
- 6 許可証は、他人に貸し付け、又は譲渡してはならない。
- 7 許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその事由を記載し市長に届け出で、再交付を受けなければならない。

し尿浄化槽清掃業許可証

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

喜多方市長

印

年 月 日付けで申請のあったし尿浄化槽清掃業については、下記のように許可します。

記

- 1 許可の期間
- 2 許可区域
- 3 取扱料金
- 4 許可証は、他人に貸し付け、又は譲渡してはならない。
- 5 許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその事由を記載し市長に届け出で、再交付を受けなければならない。

年 月 日

喜多方市長

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主な事務所  
の所在地、名称、代表者氏名 〕

## 一般廃棄物処理業(し尿浄化槽清掃業)従事者届

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定に基づき、一般廃棄物処理業(し尿浄化槽清掃業)に従事する者を下記のとおり届け出ます。

記

番号	氏 名	住 所	生年月日	経験年数
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月
			・  ・	年 月

(注)1 経験年数に1月末満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。  
 2 欄内に書ききれないときは、適宜補助用紙を使用することができる。

年 月 日

喜多方市長

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主な事務所  
の所在地、名称、代表者氏名 〕

## 一般廃棄物処理業（し尿浄化槽清掃業）従事者異動届

一般廃棄物処理業（し尿浄化槽清掃業）の従事者に下記のとおり異動がありましたので、喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定に基づき届け出ます。

記

## 1 他の業務への配置替え、退職等により異動した従事者

番号	氏 名	住 所	生年月日	経験年数	変更理由
			・ ・	年 月	
			・ ・	年 月	
			・ ・	年 月	
			・ ・	年 月	

## 2 配置換え、雇用等により新たに従事者となった者

番号	氏 名	住 所	生年月日	経験年数	変更理由
			・ ・	年 月	
			・ ・	年 月	
			・ ・	年 月	
			・ ・	年 月	

(注)1 経験年数に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 欄内に書ききれないときは、適宜補助用紙を使用することができる。

様式第9号（第10条関係）

（表）

発行番号 _____		6.4cm
喜多方市廃棄物処理施設投入券		
<div style="text-align: center;">_____ 円</div>		
発行年月日 年 月 日		
使用者名 _____	発行者	喜多方市会計管理者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

← 18.1cm →

（裏）

使用上の注意

- 1 喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場又は喜多方地方広域市町村圏組合環境センター羽山最終処分場に廃棄物を投入するときには、この券が必要です。
- 2 投入の際は、係員の指示に従ってください。
- 3 この券は、第三者に譲渡できません。

備考 用紙の色は、藤色（中厚口）とする。

様式第10号（第12条関係）

市長	副市長	

投入券処分調書

年 月 日

喜多方市長 様

喜多方市会計管理者

印

下記のとおり投入券を処分してよろしいか伺います。

記

投入券の種類	号券
数量	枚
処分別 焼却	枚
埋立	枚
受入年月日	
処分の理由	
処分の方法	
摘要	要